京都市上下水道局職員服務規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成２９年３月３１日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　山添　洋司

京都市上下水道局管理規程第１５号

京都市上下水道局職員服務規程等の一部を改正する規程

（京都市上下水道局職員服務規程の一部改正）

第１条　京都市上下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第１１条第３項を削り，同条第４項を同条第３項とし，同条第５項中「前４項」を「前３項」に改め，同項を同条第４項とし，同条第６項を同条第５項とする。

（京都市上下水道局会計規程の一部改正）

第２条　京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

「加圧施設管理事務所」を「施設管理事務所」に，「加圧施設管理事務所長」を「施設管理事務所長」に改める。

第２条第２項後段中「金銭出納員に事故があるとき又は欠けた」を「金銭出納員に事故があるとき若しくは欠けたとき又は管理者があらかじめ指定する」に改める。

第１２条第１項ただし書中「（地域事業課を除く。）」を削る。

第１３条第１項中「（金銭出納員に事故あるときは金銭副出納員。以下本条において同じ。）」を削り，同条第２項中「金融機関に」の右に「速やかに」を加え，同条に次の１項を加える。

３　金銭出納員は，その職務を代理する金銭副出納員が前項の規定により現金を金融機関に預け入れ，又は納入したときは，当該金銭副出納員に，当該現金に係る証拠書類を提出させ，これらを精査しなければならない。

別表中「及び地域事業課」を削り，「各営業所長」を「各営業所長
各営業所副所長」に改め，「（地域事業課を除く。）」を削る。

（京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部改正）

第３条　京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「水道事業の」を削り，「技術長をもって充てる」を「局長又は部長の職に相当する職にあって京都市水道事業条例第２６条の４に規定する資格を有する

者のうちから，管理者が任命する」に改め，同条第３項を削る。

第４条第１項中「前条各号」を「管理者は，前条各号」に改め，同条第２項中「掲げる者」の右に「（第２条第２項の規定に基づき水道技術管理者に任命されている者を除く。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

水道技術管理者の職務	水道技術管理補助者
第３条第１号に掲げる職務	技術監理室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，監理課長，水質第１課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，施設管理事務所長，給水課長，配水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長，北部給水工事課長，南部給水工事課長，水道管路建設事務所長
第３条第２号に掲げる職務	技術監理室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，監理課長，水質第１課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長
第３条第３号に掲げる職務	経営ビジョン策定・防災担当部長，お客さまサービス推進室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，総務課長，資器材・防災センター所長，業務管理担当課長，営業所長，水質第１課長，水道部管理課長，給水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長，北部給水工事課長，南部給水工事課長
第３条第４号に掲げる職務	水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水質第１課長，水道部施設課長
第３条第５号に掲げる職務	総務部長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，職員課長，人材育成担当課長，水質第１課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，施設管理事務所長
第３条第６号に掲げ	水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水質

る職務	第１課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，施設管理事務所長
第３条第７号に掲げる職務	総務部長，経営ビジョン策定・防災担当部長，お客さまサービス推進室長，水質管理センター所長，水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，総務課長，業務管理担当課長，営業所長，水質第１課長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，施設管理事務所長，給水課長，配水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長，北部給水工事課長，南部給水工事課長
第３条第８号に掲げる職務	水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，施設管理事務所長，給水課長，配水課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長

（京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部改正）

第４条　京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

　第１条ただし書を削る。

　別表中「経営ビジョン策定担当部長」を「経営ビジョン策定・防災担当部長」に，「財務・防災担当部長」を「財務・資産活用担当部長」に，「防災・財産管理担当課長」を「財産管理担当課長」に改める。

（京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部改正）

第５条　京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

　別表中「丶丶経営ビジョン策定担当部長」を「丶丶経営ビジョン策定・防災担当部長」に，「丶丶財務・防災担当部長，丶丶経営・防災担当部長」を「丶丶財務・資産活用担当部長」に，「丶丶防災・財産管理担当課長」を「丶丶財産管理担当課長」に改め，「，丶丶チームリーダー，丶丶サブリーダー」を削る。

（京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部改正）

第６条　京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を次のように改正する。

　別表中「加圧施設管理事務所」を「施設管理事務所」に改める。

（京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部改正）

第７条　京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

別表中「加圧施設管理事務所長」を「施設管理事務所長」に改める。

（京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正）

第８条　京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表中
「

地域事業課	課長	担当課長補佐 又は担当係長
水質第１課	〃	〃

」を

「

水質第１課	課長	担当課長補佐 又は担当係長

」に，

「

加圧施設管理事務所	所長	施設係長

」を

「

施設管理事務所	所長	施設係長

」に改める。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）